



環境方針

新潟市は、日本一の大河・信濃川のほか、幾筋もの河川が流れ込む日本海に面し、ラムサール条約登録湿地の佐潟をはじめ福島潟や鳥屋野潟、そして越後平野に広がる田園地帯といった広大な水辺環境を有し、緑豊かな山々や丘陵をも抱えた自然あふれる都市です。

この豊かな自然環境を守ることはもとより、地球環境の保全にも目を向けて、新潟市では自然と人間との共生、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地球環境保全の積極的推進を基本理念とした「新潟市環境基本条例」を制定しています。この条例に基づく「新潟市環境基本計画」により、環境行政を総合的・計画的に実施するとともに、市役所自らが大規模な事業者であることを認識し、率先して地球温暖化対策を推進するため「新潟市地球温暖化対策実行計画（率先実行版）」により、事務事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ってきました。

今後も、本市を取り巻く様々な環境情勢の変化に対応しながら、安心・安全なまちづくりに向け、市民・事業者・行政が一体となって新潟市の豊かな環境の保全、そして創造により一層取り組んでいくことが必要です。

このような取り組みを着実に推進し、将来にわたりかけがえのない地球環境を伝承する願いを込めて、自らの力で国際規格であるISO14001に基づく環境マネジメントシステムを確立し、次の基本方針に従って、継続的な改善を進めていきます。

基本方針

- (1) 市民や事業者の皆さまと一体となり「新潟市環境基本計画」に掲げる環境保全及び創造に関する施策や取り組みを積極的に推進します。
- (2) 事務事業活動による環境への負荷を低減し、継続的な改善を図るため、次の事項を重点的に取り組みます。
 - ① 省資源・省エネルギーを推進します。
 - ② 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。
 - ③ グリーン調達を推進します。
 - ④ 環境に配慮した公共工事を推進します。
- (3) 事務事業に関係する環境法令及びこれらに類する同意事項を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (4) すべての職員が環境方針に沿った事務事業活動に取り組むよう人材育成に努めます。
- (5) 環境方針及び環境マネジメントシステムの活動成果等を公表します。

2018年11月18日

新潟市長 中原 八一